

10/4

土

10:00~14:00

※小雨決行
※お車で越越しの方はお近くの
コインパーキングをご利用ください
内容は変更になる場合があります。

第5弾イベント

砂浜活性化プロジェクト

大阪最北端の天然砂浜で一緒に盛り上げませんか？

参加費無料

みんなで綺麗に
砂浜清掃

ワクワクドキドキ
サプライズイベント
など

音楽イベントも！

大好評
イベントシール

会場 高石漁港内砂浜

情報は随時更新していきます。
イベント詳細はこちらから▶



問合せ 産業共創課 ☎(275) 6149

高石市在住・在学・在勤の方！先着 200 名を無料で試合にご招待！

プロハンドボールチーム「アルバモス大阪高石」を応援しよう！

エスコート
パーソンも
募集中！



9/20 土

17:00 から

in 岸和田市総合体育館
(岸和田市西之内町 45-1)

レギュラーシーズン男子
第3節ホームゲーム

アルバモス大阪高石
VS
琉球コラソン



■無料観戦応募詳細はこちら■

座席 スタンド自由席
対象 市内在住・在学・在勤の方
申込 9月19日までにアルバモス大阪高石公式LINEを友達登録し、トーク画面に「920高石市応援デー」と入力。
問合せ アルバモス
スポーツエンターテインメント株式会社事務局 ☎072(288)7555



税

住宅の省エネ改修による
固定資産税額の減額措置

平成26年4月1日以前からある住宅(賃貸住宅を除く)で、令和8年3月31日までの間に、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合は、翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。

※改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は、3分の2を減額します。

■ご注意ください!

バリアフリー改修軽減措置との併用はできませんが、耐震改修軽減措置等と重複して適用することはできません。

※過去に当該減額措置を受けた方は対象外となります。

要件、対象範囲、必要書類等につきましては、ホームページにてご確認ください。

申込 工事了後3か月以内に税務課へ郵送または持参

問合せ 税務課 ☎(275)6109

国民年金

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要になります。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

対象

- ①老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす方
- ・65歳以上である
- ・世帯全員の市民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が88万9千300円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が472万1千円以下の方

※詳細についてはホームページを
ご確認ください。

問合せ 日本年金機構「給付金専用ダイヤル」 ☎0570(05)4092

国民年金の任意加入制度
をご存知ですか?

■任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を65歳から受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や保険料の納付済期間が40年間に満たない場合で、厚生年金保険・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して保険料を納めることができます。任意加入制度があります。制度の利用には、口座振替の申込みが必要です。

■特例任意加入制度

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれ、40年4月1日以前に生まれた方に限り)は受給資格期間10年を満たすまでの期間に限り加入できます。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6241

お知らせ

健康だより

子育てナビ

相談窓口

募集と案内

アプラホール

図書館

フォトニュース

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の
気になる情報をお届けします!

泉大津市



いずみおおつ「まちなか万博」

いずみおおつ「まちなか万博」は、9月から11月にかけて、泉大津市内各所で市や団体、事業者が泉大津市の発展に向けて「市民共創」で実施するイベントです。

特に、9月21日はすべての団体が市内各所でイベントを開催します。キッチンカーや屋台の出店、連携自治体による米や野菜のマルシェ、そしてダンスやよさこいのパフォーマンスなど盛りだくさんです。この機会に泉大津市内を巡ってみましょう!

場所 シーパスパークほか
日時 9月21日(日)ほか
問合せ 泉大津市政推進課 ☎0725-33-1131



高石市



砂浜活性化プロジェクト 第5弾

高石市に砂浜があることをご存じですか?砂浜に新たな賑わいを創出する、今回も砂浜清掃やマルシェ出店、ペイントシールのプレゼントなど子どもたちが楽しめるコンテンツを沢山用意しています。

日時 10月4日(土)
午前10時~午後2時
場所 高石漁港内砂浜
問合せ 産業共創課 ☎(275)6149



忠岡町



正木美術館秋季展

一休 一風狂の片鱗を覗くー
「一休宗純と森女図」をはじめ、前・後期あわせて30~40点展示します。

期間 (前期)9月20日~11月3日
(後期)11月7日~12月14日
時間 午前10時~午後4時30分
※最終入館は午後4時

休館日 月曜日※月曜日が祝日の場合は開館し、翌日休館。

場所 正木美術館(忠岡町忠岡中2丁目9番26号)

入館料など、詳細はホームページをご覧ください。

問合せ 正木美術館 ☎0725(21)6000



各種

住宅改造の経費を助成

対象 市内在住で、身体状況により住宅の改造を必要とする次のいずれかに該当する方がいる世帯

- ①介護保険被保険者②身体障がい者手帳(1・2級または下肢・体幹の3級)をお持ちの方
 - ③療育手帳(A)をお持ちの方
- ※介護保険被保険者については、介護保険制度を優先して利用いただきます。また、生計中心者の前年の所得税額により、対象とならない場合があります。

対象経費 現在お住まいの住宅のトイレ及び浴室の改造、玄関・廊下・階段・台所・居室等への手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めの設置等に要する経費(助成金の交付決定に基づき、改造工事をしたものに限る。一度でも助成を受けたことのある世帯は対象外)

問合せ先 高齢・障がい福祉課
☎(275)6294

住宅用火災警報器の購入費用を一部助成

対象 市内在住で、次のいずれかに該当する世帯

- ①75歳以上の方だけの世帯②身体障がい者手帳(1〜3級)、療育手帳(A)、精神障がい者保健福祉手帳(1級のいずれかを所持している方のいる世帯)

助成額 1世帯2000円
(必ず購入前に申請が必要)

問合せ先 高齢・障がい福祉課
☎(275)6294

紙おむつ給付

対象 次の①〜③の要件をすべて満たしている方

- ①市内在住で、住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方②介護保険の要介護3〜5の方で、常時、紙おむつの使用が必要である在宅の方
- ③本人及び本人と生計を同一とする者の市町村民税が非課税である方

支給額 月額限度6000円
問合せ先 高齢・障がい福祉課
☎(275)6294

令和7年

国勢調査を実施します

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査です。調査結果は、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。9月下旬頃から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類をお配りします。



5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025

調査期日 **10.1** 水

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025 検索

総務省統計局・都道府県・市区町村

回答方法

回答は、スマホやパソコンから、かんたん便利なインターネットでお願いします。スマホからの回答は、QRコードを読み取ることで簡単にログインできます。IDやパスワード(アクセスキー)の入力は不要です。インターネットでの回答が難しい方は、同封されている回答用封筒による郵送回答、または調査員へ調査票の提出をお願いします。10月8日までに回答が確認できない場合は、調査員が調査票の回収に伺います。

回答期間 ▶インターネット：調査票配布日から～10月8日 ▶郵送：10月1日～8日

対象 令和7年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人(外国人の方も含む)及び世帯



問合せ先 総務課 ☎(275)6394

災害情報等をメールでも配信します

避難情報等の災害情報や災害時の生活支援情報等をFAXでの配信に加え、メールでの配信も行っています。

対象 市内在住で、聴覚障がい等の理由により災害情報の取得が困難な方

申請方法 随時受付を行っています。登録完了後、試験配信を行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



戦没者追悼式

戦没者追悼式を次のとおり開催します。

日時 10月2日(木)午後1時30分から(受付…1時から)

場所 アプラたかいし(3階)
※ホワイエにて、全国戦没者追悼式の動画放映・市内小

学生の平和ハガキを展示
問合せ 社会福祉課 ☎(275)6283

緊急通報装置を設置

病気やケガなどの緊急時に、電話回線を通じて、直接、堺市消防局への通報や在宅介護支援センターに健康相談ができる装置を設置します。

対象 市内在住で、①おおむね65歳以上の高齢者または重度身体障がい者のみで構成する世帯②日中または夜間に独居となるおおむね65歳以上の高齢者または重度身体障がい者が属する世帯

料金 その世帯の生計中心者の所得税額に応じて負担あり
申込・問合せ 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6294

訪問理容サービス

対象 市内在住で、在宅で寝たきりの65歳以上の方

助成方法 市が発行する助成券で、理容師の出張料金を年4回まで助成
助成額 1回1500円

※理容料金は別途必要
問合せ 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6294

高石だんじり祭りに伴う交通規制等のお知らせ

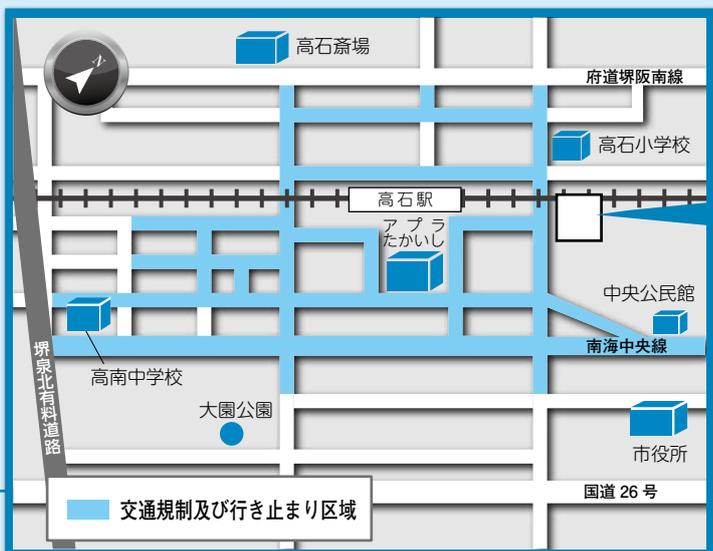
以下の日時・区域で交通規制等を実施します。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

日時

9月28日(日) 12:30~16:30
10月11日(土) 13:30~17:30
10月12日(日) 8:30~11:30
12:30~17:30

※上記日時には交通規制に伴い、福祉バスは終日運休。また、ごみ収集が通常よりも前後する場合があります。

区域



開催が変更になる場合があります。今後の詳しい情報は「だんじり総合情報アプリ『地車』」でご確認ください。▼



iOS

Android

無料

憩いの場「詰所」

だんじり観覧の際に、どなたでも椅子に座って休憩しながら観覧できる場所を設置

日時 10月12日(日)11:00~15:00

場所 関西スーパー駐車場前

対象 どなたでも可

※混雑時は、高齢者、妊娠中の方、乳幼児連れの方、障がいのある方、体調のすぐれない方など、配慮を必要とする方を優先

申込 不要

憩いの場についての問合せ先

高石若頭連合会 ☎090(8167)7233

交通規制についての問合せ先 高石地車連合会 ☎080(3069)2386

福祉バスの臨時運行及び
運休について

■臨時運行 9月15日・23日
※いずれも祝日
■運休 9月28日・
10月11日・12日



対象 取石、羽衣、高石のそ
れぞれの福祉バス運行ルート
(臨時運行の詳しいルート及
びダイヤについては、市ホー
ムページをご確認ください。)

問合せ 高齢・障がい福祉課
(275) 6294

老人福祉センター・コミ
ュニティセンターの指定
管理者募集

指定管理開始日 令和8年4
月1日(予定)

対象 過去3年以内に老人福
祉センター又は類
似施設の管理運営
の実績がある者



※募集要項や申請書等、詳し
くは市ホームページをこ
覧ください。

問合せ 高齢・障がい福祉課
(275) 6294

長寿祝品を贈呈

9月1日現在、市内在住で

住民基本台帳に登録されてい
る満77歳・88歳・99歳と最高
齢者(男性・女性)の方に長寿
祝品をお贈りします。(申請手
続き不要)

問合せ 高齢・障がい福祉課
(275) 6294

マイナンバーカードの休
日交付窓口

開庁時間中に来庁できない
方は、次の日程でマイナンバ
ーカードの受取等ができま
す。

日時 9月14日(日)午前9時
〜正午まで

場所 市役所本館(1階)

取扱業務 マイナンバーカー
ドの受取、マイナンバーカー
ドと保険証の紐付け、電子証
明書の更新手続き

問合せ 市民課(275) 621
2

高齢者見守り訪問

ひとり暮らしをしているお
おむね65歳以上の方を訪問し、
日常生活についての相談や、
見守り活動を行っています。

問合せ 社会福祉協議会
(265) 1313

その痛み、
保険が使える？
使えない？

はり・灸・あんま・マッサージ・柔道整
復師による施術を受ける時、健康保険を適
用できるケースは限られています。正しく
理解し、適切に受診しましょう。詳しくは
市ホームページをご確認ください。



問合せ 【国民健康保険加入者】健幸増進課(275)6374
【後期高齢者医療保険加入者】健幸増進課(275)6392
または府後期高齢者医療広域連合給付課(06)4790)2031

整骨院・接骨院で
柔道整復師の施術

○ 保険が使える場合

外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲及びねん
ざなど(いわゆる肉離れを含む)

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除
き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

施術を受ける際の注意点

- ・ 肩こり・筋肉疲労などに対する施術は保険の対
象ではなく全額自己負担となります。
- ・ 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行
うことが認められているため、一部負担金を支
払うことで施術を受けることができます。施術
を受けたときには、「療養費支給申請書」の施
術箇所や回数を確認し、署名または押印して
ください。

医師が必要と認めた
はり・灸・あんま・マッサージの施術

○ 保険が使える場合

はり・灸

神経痛・リウマチ・頸腕症
候群・五十肩・腰痛症・頸
椎捻挫後遺症・その他慢性
的な疼痛を主症とする疾患

あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮な
どで、医療上マッサー
ジを必要とする症例

施術を受ける際の注意点

- ・ 保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意
書または診断書が必要です。
- ・ 疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のた
めのマッサージなどは保険の対象ではなく全額自
己負担となります。
- ・ 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾
患の治療中は、はり・灸の施術を受けても保険の
対象にはなりません。

大雨時の地下道通行止めにご注意ください

この時期、国道26号の地下道を東西に横断している地下道が、台風やゲリラ豪雨などにより冠水し、通行止めが発生する恐れがあります。

利用者のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、大雨の際には時間に余裕をもって、最寄りの横断歩道などに迂回をお願いいたします。

問合せ 土木管理課 ☎(275) 6413

「プラスチック製容器包装」の分別に関するお願い

■プラマークを確認する

「プラスチック製容器包装」の対象となるものは、商品が入っていた容器や包装で、プラマークがついています。ハンガーやボールペンなどはプラスチック製であっても、容器や包装ではないため、普通(可燃ごみ)で出してください。

■汚れをキレイに落とす

汚れがついていたり、中身が残っていたりするものはリサイクルできません。また、他のものにも汚れが移ってしま

います。汚れの取れないものは普通(可燃ごみ)で出してください。

■危険な異物を混入させないで
収集された「プラスチック製容器包装」の袋の中に医療用の針の付いたものが混入している事例がありました。資源ごみの選別は手選別で行っています。

■プチプチ(緩衝材)はできるだけ小さく

プチプチ(緩衝材)やシート状の衝撃材は、設備故障の原因となるため、小さく(概ね50センチ四方)して出してください。

問合せ 環境政策課 ☎(275) 6834

配食サービス

対象 市内在住で、おおむね65歳以上の方のみの世帯に属し、食事の調理や買い物困難な方

配食日 月～金曜日の夕食(祝日等除く)

費用 1食500円

問合せ 社会福祉協議会 ☎(265) 1313

住所		10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度 下半期 くみ取り日程	取石 1丁目・2丁目(7~11、13、28、33、39)	1(水) 17(金)	4(火) 17(月)	1(月) 15(月)	12/29(月) 16(金)	2(月) 14(土)	2(月) 16(月)
	取石 2丁目(4、30、37、38、43)・3丁目	2(木) 20(月)	5(水) 18(火)	2(火) 16(火)	12/30(火) 19(月)	3(火) 16(月)	3(火) 17(火)
	取石 4丁目~7丁目	3(金) 21(火)	6(木) 19(水)	3(水) 17(水)	5(月) 20(火)	4(水) 17(火)	4(水) 19(木)
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。	千代田 1丁目~6丁目 綾園 7丁目 東羽衣 4丁目・7丁目	6(月) 23(木)	7(金) 20(木)	4(木) 18(木)	6(火) 22(木)	5(木) 18(水)	5(木) 23(月)
	高師浜 1丁目・3丁目 羽衣 1丁目・3丁目、 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目(13、14、16)	7(火) 24(金)	8(土) 21(金)	5(金) 19(金)	7(水) 23(金)	6(金) 19(木)	6(金) 24(火)
	東羽衣 3丁目(3、4)・5丁目・6丁目 加茂 1丁目(5、8~10、12)	9(木) 27(月)	10(月) 25(火)	8(月) 22(月)	8(木) 26(月)	7(土) 20(金)	9(月) 25(水)
	加茂 1丁目(13、14)、 綾園 1丁目・2丁目(1、9)・3丁目・4丁目・6丁目(6、21、22、23)	10(金) 28(火)	11(火) 26(水)	9(火) 23(火)	9(金) 27(火)	9(月) 24(火)	10(火) 26(木)
	綾園 6丁目(4、5、8、9、13、14) 加茂 2丁目・3丁目	14(火) 29(水)	12(水) 27(木)	10(水) 24(水)	13(火) 28(水)	10(火) 25(水)	11(水) 27(金)
	綾園 2丁目(2~8)・6丁目(7、10、11、12、16、18、20)	15(水) 30(木)	13(木) 28(金)	11(木) 25(木)	14(水) 29(木)	12(木) 26(木)	12(木) 30(月)
	西取石 1丁目・3丁目 取石 2丁目(12、14、15、16、17、41、46、47) 加茂 4丁目	16(木) 31(金)	14(金) 29(土)	12(金) 26(金)	15(木) 30(金)	13(金) 27(金)	13(金) 31(火)

在宅介護支援センターにご相談ください

在宅介護支援センターでは、在宅での介護に関する様々な心配ごとに、無料で面接や24時間の電話相談に対応しています。また、相談内容により、各種保健福祉サービスが総合的に受けられるように各関係機関との連絡調整を行っています。

問合せ 在宅介護支援センター
(きやらの郷内) ☎(267)1205

「寄附ありがとうございました」

企業版ふるさと納税によるご寄附をいただきました。寄附対象事業にて有効に活用させていただきます。

株式会社NEXT ONE様
寄附金額 非公表
寄附対象事業 子育て支援施策事業

A-LIFE株式会社様
寄附金額 非公表
寄附対象事業 福祉バス運行事業

問合せ 地域創生課 ☎(275)6138

「社会の問題」として考える自殺



9月10日〜16日は、自殺予防週間です。

自殺対策の指針として政府により「自殺総合対策大綱」が定められています。ここでは、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」と書かれています。自殺の要因として考えられるのは、過労、生活困窮、育児疲れ、介護疲れ、いじめや孤立等の「生きる」ことへのしんどさです。

次に、自殺者数の現状ですが、毎年二万人を越える方が自ら命を絶っています。日本の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、主要先進7カ国の中で最も高くなっています。また、近年は、子どもの自殺者数の増加傾向が続いています。10代における死亡原因の第一位が「自殺」であるのは、G7で日本だけです。

自殺は、「その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると世界保健機構(WHO)は明言しています。この世界の共通認識の中、自殺の現状を知り、社会の努力で何ができるのかを共に考えることが、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」への第一歩です。人権・生活相談課 ☎(275)6279

「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)概要

基本理念：誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す			
1	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	8	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
2	国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	9	遺された人への支援を充実する
3	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	10	民間団体との連携を強化する
4	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	11	子ども・若者の自殺対策を更に推進する
5	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	12	勤務問題による自殺対策を更に推進する
6	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	13	女性の自殺対策を更に推進する
7	社会全体の自殺リスクを低下させる		

「きっかけは訪問購入？犯罪まがいの深刻なトラブルーこんな事例が寄せられていますー

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



トラブルに合わないために

突然訪問してきた購入業者は決して家に入れない！
購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない！
購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、一人に対応しない、絶対目目を離さない！

※国民生活センター「2024年9月 啓発資料」より

困ったときは、消費生活センターへ ☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45

休業日 土・日曜日、祝日
※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休業日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください